

越前市地域自治振興条例施行規則

平成17年10月1日

規則第5号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 自治振興会(第2条 第6条)
- 第3章 地域自治振興計画(第7条 第9条)
- 第4章 地域自治振興事業交付金(第10条 第20条)
- 第5章 雑則(第21条・第22条)

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市地域自治振興条例(平成17年越前市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自治振興会

(会則)

第2条 条例第7条第2項に定める会則(以下「会則」という。)には、第5条に定める地域自治振興事業の実施に必要な組織及び運営に関する次の事項を定めるものとする。

- (1) 自治振興会の最高議決機能としての総会の設置
- (2) 条例第7条第3項に定める会長その他の役員の選任方法及びその役割
- (3) 予算の編成並びに決算の調製及び報告
- (4) 前3号のほか、基本的事項

(届出)

第3条 自治振興会は、代表者、事務責任者等の必要事項を自治振興会届出書(様式第1号)に記載し、当該自治振興会の会則及び役員名簿とともに市長に提出するものとする。

2 自治振興会は、前項に規定する届出事項又は会則に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(会議等の公開)

第4条 自治振興会は、会議及びその保有する情報を広く地区の市民等に公開するよう努めるものとする。

(地域自治振興事業)

第5条 自治振興会は、条例第4条に規定する役割を担うため、次の各号に掲げる事業(以下これらを「地域自治振興事業」という。)に取り組むものとする。

- (1) 基礎事業
- (2) 協働事業
- (3) 特別事業

2 前項各号に掲げる事業の内容は、別に定める。

(平18規則8・一部改正)

(会計年度等)

第6条 自治振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

ただし、当該年度の決算において剰余金を生じたときは、これを繰り越すことができる。

3 自治振興会は、前項に係る剰余金を財源に、年度間の財源調整のための財政調整基金を積み立てることができる。

(平18規則8・一部改正)

第3章 地域自治振興計画

(計画の策定)

第7条 自治振興会は、市の総合計画の理念に基づき地域自治振興事業を推進するための3箇年程度の中期計画(以下「地域自治振興計画」という。)を策定するものとする。

(平18規則8・一部改正)

(計画の届出)

第8条 自治振興会は、地域自治振興計画を策定したときは、地域自治振興計画届出書(様式第2号)により、市長に届け出るものとする。地域自治振興計画を変更したとき(市長が認める軽微な変更を除く。)も同様とする。

(事業計画の策定及び予算の編成)

第9条 自治振興会は、単年度の事業計画の策定及び予算の編成においては、地域自治振興計画に基づいてこれを行うものとする。

2 自治振興会は、市長が特に認める場合を除き、他の団体に対する財政的援助を行うことができないものとする。

(平18規則8・一部改正)

第4章 地域自治振興事業交付金

(交付金)

第10条 市は、自治振興会に対して地域自治振興事業の実施に必要な財源として地域自治振興事業交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 市が一の自治振興会へ交付する交付金の交付割合は、当該自治振興会が行う事業費(第6条第3項に規定する積立金を財源とした事業費及び市長が別に定める事業費を除く。)の総額の80パーセント以内とする。

3 交付金の総額は、当該年度の予算で定めた額とする。

(平18規則8・一部改正)

(交付対象外の事業)

第11条 地域自治振興事業のうち国又は県から直接補助金を受ける事業及び市からこの規則による交付金以外の補助金、交付金その他これらに類するものを受けた事業は、交付金の対象となる事業から除外するものとする。

(交付金の内容及び限度額の通知)

第12条 交付金は、次の各号に掲げるもので構成し、その対象経費は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 基礎事業交付金 基礎事業に要する経費
- (2) 協働事業交付金 協働事業に要する経費
- (3) 特別事業交付金 市長が特に認めた事業に要する経費

2 交付金の限度額の算定基準は、別に定める。

3 市長は、前項の算定基準により各地区の交付金の限度額を算定したときは、自治振興会に当該限度額を内示するものとする。

(平18規則8・一部改正)

(交付金の申請)

第13条 自治振興会は、交付金の交付を受けようとするときは、地域自治振興事業交付金交付申請書(様式第3号)に第9条に定める事業計画、資金計画その他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(平18規則8・一部改正)

(交付の特例)

第14条 自治振興会は、第12条第3項の規定により内示を受けた交付金の一部について、翌年度以降に交付年度を変更して交付を受けたいときは、交付金の交付申請書及び実績報告書の提出時に、地域自治振興事業費積立交付申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。ただし、交付年度の変更は、第7条の地域自治振興計画の計画期間内

に限り行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合であって、交付金の一部を翌年度以降に交付することが適当と認められるときは、当該交付金の一部について交付年度を変更して交付することができる。この場合において、市長は、交付年度変更して交付することとした額を越前市地域自治振興基金に積み立てるものとする。
- 3 自治振興会は、地域自治振興計画の変更により地域自治振興事業費積立交付申請書の内容に変更があったときは、地域自治振興事業費変更積立交付申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による変更の申請を受けた場合に準用する。

(平19規則6・全改)

(交付金額の決定及び通知)

第15条 市長は、第13条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付金額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、その旨を地域自治振興事業交付金交付指令書(交付決定通知書)(様式第6号)により通知する。
- 3 市長は、前項の地域自治振興事業交付金交付指令書(交付決定通知書)の内容を変更したときは、その旨を地域自治振興事業交付金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

(交付金の交付時期)

第16条 交付金の交付時期及び交付割合は、次のとおりとする。ただし、基礎事業交付金のうち12月以降に事業費が確定するものを除く。

	交付時期	交付時期ごとの交付金額
第1回目	交付申請書提出後30日以内	交付決定額の5割に相当する金額又は自治振興会の資金計画により4月から9月までに要する経費と認められる金額のうち、いずれか少ない金額
第2回目	10月	交付決定額の3割に相当する金額又は自治振興会の資金計画により10月から12月までに要する経費と認められる金額のうち、いずれか少ない金額
第3回目	12月	交付決定金額の残額

2 前項のただし書に規定する事業に係る交付金については、その事業費が確定した後に交付する。

(平18規則8・平19規則6・一部改正)

(事業実績報告)

第17条 自治振興会は、会計年度終了後、速やかに地域自治振興事業実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(平19規則6・一部改正)

(未実施事業の報告及び交付金の調整)

第18条 自治振興会は、予定していた基礎事業、協働事業及び特別事業が実施に至らなかった場合は、地域自治振興事業未実施事業調書(様式第9号。以下「未実施事業調書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、未実施事業調書を受けたときは、当該事業交付金額相当額を次年度交付金から減額調整を行うものとする。

3 市長は、実績報告書により自治振興会が自主的に収入した財源の額が収入決算額から前年度繰越金を減じた額の20パーセントに満たないことを確認したときは、不足額を次年度交付金にて減額調整を行うものとする。

4 第14条の規定により交付金の交付年度を変更したときは、当該変更前の年度において交付金の交付があったものとみなして、前項の規定を適用する。

5 市長は、自治振興会が決算において剰余金を生じた場合で、当該年度の歳出決算額の5分の1を超える額については、その超えた額に相当する交付金額を次年度交付金から減額調整するものとする。この場合において、第2項で未実施事業として減額調整したときは、剰余金の金額に算入しない。

6 前項の場合において、第6条第3項の規定による財政調整基金のうち前年度以前に積み立てられた額は、剰余金に含めるものとする。

(平18規則8・平19規則6・一部改正)

(交付金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、自治振興会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金を地域自治振興事業以外の用途に使用したとき。

(2) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、実績報告書の提出後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第20条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、地域自治振興事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還は、次年度交付金において調整することができる。

第5章 雑則

(財産の処分の制限)

第21条 自治振興会は、地域自治振興事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部若しくは一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は特に市長が承認した場合は、その限りでない。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の武生市地域自治振興条例施行規則(平成16年武生市規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の越前市地域自治振興条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の規定にかかわらず、越前市の総合計画が策定されるまでの間は、同条の規定中「市の総合計画」とあるのは「合併前の武生市又は今立町の総合計画」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

3 改正後の規則第12条の規定にかかわらず、平成18年度に旧今立町の区域において設立する自治振興会に対する同条第1項第1号及び第2号に規定する交付金の限度額は、当該年度に限り、次の各号に掲げるところによる。

(1) 第12条第1項第1号に規定する交付金の対象経費は、自治振興会設立後に当該自治振

興会が行う地域自治振興事業に要する経費で、かつ、同条第2項に規定する算定基準により算定した額に、4月から12月までに設立した自治振興会にあっては16から自治振興会の設立後の交付申請を行った月の月数を、1月から3月までに設立した自治振興会にあっては4から自治振興会の設立後の交付申請を行った月の月数を減じた数を乗じ、12で除して得た額とする。ただし、市長が特に認めた事業に係る経費は、この限りでない。

- (2) 第12条第1項第2号に規定する交付金の対象経費は、同条第2項に規定する算定基準により算定した額に、4月から12月までに設立した自治振興会にあっては16から自治振興会の設立後の交付申請を行った月の月数を、1月から3月までに設立した自治振興会にあっては4から自治振興会の設立後の交付申請を行った月の月数を減じた数を乗じ、12で除して得た額とする。

附 則(平成19年3月12日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)
(平18規則8・一部改正)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
団体名
代表者名 印

地区自治振興会(変更)届出書

越前市地域自治振興条例施行規則第3条の規定に基づき、会則、役員名簿、事務責任者等について次のとおり届出します。

団体	名称	
	所在地	
代表者	住所	
	氏名	
	電話番号	()
事務責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	()
会計責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	()
指定口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	普通・当座
	口座番号	No.
	口座名義	

添付書類 1)地区自治振興会会則
2)地区自治振興会役員名簿

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 印

地区地域自治振興計画(変更)届出書

地区地域自治振興計画書を策定(変更)したので越前市地域自治振興条例施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり届出します。

- 1 地区地域自治振興計画書 別添のとおり
2 総会承認年月日 年 月 日

様式第3号(第13条関係)

(平19規則6・全改)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 印

年度 地区地域自治振興事業交付金交付申請書

地区において地域自治振興事業実施にあたり越前市地域自治振興事業交付金の交付を受けたいので、越前市地域自治振興条例施行規則第13条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称	年度	地区地域自治振興事業
---------	----	------------

2 内示額	金 千円	
	うち基礎事業交付金	千円
	(うち暫定除雪交付金)	(千円)
	うち協働事業交付金	千円
3 翌年度以降交付希望額又は過年度分未交付額	金 千円	
4 交付申請額	金 千円	
	うち特別事業交付金以外	千円
	うち特別事業交付金	千円
5 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	

- 添付書類 (1) 年度 地区地域自治振興事業計画書
(2) 年度 地区地域自治振興事業実施個別計画書
(3) 年度 地区地域自治振興事業収支予算書
(4) 年度 地区総会議事録(写し)
(5) その他

様式第4号(第14条関係)
(平19規則6・追加)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
名称
代表者名 印

地域自治振興事業費積立交付申請書

年度 地区地域自治振興事業費の積立交付について、越前市地域自治振興
条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 積立計画

年度	総事業費	積立実施額 (市分)	自己財源分積立実施 額 (振興会分)
年度	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円

年度	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

2 積立事業内容(財源内訳)

項目	内容
実施年度	年度 ~ 年度
実施事業名	事業
事業種別	基礎事業 協働事業
事業内容	(目的) (時期) (内容) (財源内訳)

事業内容がわかる計画書又は見積書等を添付

様式第5号(第14条関係)

(平19規則6・追加)

年 月 日

越前市長

様

申請者 住所
名称
代表者名 印

地域自治振興事業費変更積立交付申請書

年度 地区地域自治振興事業費の積立交付の変更について、越前市地域自治振興条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 積立計画

年度	変更前			変更後		
	総事業費	積立実施額 (市分)	自己財源分積 立実施額 (振興会分)	総事業費	積立実施額 (市分)	自己財源分積 立実施額 (振興会分)
年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円

年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円

2 積立事業内容(財源内訳)

項目	変更前内容	変更後内容
実施年度	年度 ~ 年度	年度 ~ 年度
実施事業名	事業	事業
事業種別	基礎事業 協働事業	基礎事業 協働事業
事業内容	(目的) (時期) (内容) (財源内訳)	(目的) (時期) (内容) (財源内訳)

事業内容がわかる計画書又は見積書等を添付

様式第6号(第15条関係)

(平18規則8・全改、平19規則6・旧様式第4号線下・一部改正)

地域自治振興事業交付金交付指令書(交付決定通知書)

第 号

自治振興会
名称
代表者氏名

年 月 日付けで申請がありました 年度 地区地域自治振興
事業交付金の交付について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

越前市長 印

1 この交付金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった
年度 地区地域自治振興事業とする。

2 交付金の額及び交付日は、次のとおりとする。

交付金交付申請金額	金 千円(うち特別事業交付金 千円)
交付金算定額A	金 千円(うち暫定除雪交付金 千円 B)

	うち基礎事業交付金	千円
	うち協働事業交付金	千円
	うち特別事業交付金	千円
調整額C (第18条関係分)	金	千円
交付の特例による金額D (第14条関係分)	金	千円
交付決定金額E (E = A - B - C + D)	金	千円
交付日及び金額	第1回目	年 月 日
		千円
	第2回目	年 月 日
		千円
	第3回目	年 月 日
		千円
12月以降事業確定分	年 月 日	
	千円	

- 3 市長は、事業の執行状況等に関し、関係職員に検査をさせることができる。
- 4 自治振興会は、事業が完了したときは、施行規則第17条に基づき速やかに地域自治振興事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 自治振興会は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 6 「交付の特例による金額D」は、地域自治振興事業費積立交付申請書のとおりとする。
- 7 自治振興会が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 規則に違反したとき。
 - (2) 事業の施行内容が不相当と認められるとき。
 - (3) 政治又は宗教に関する事業を実施したとき。

様式第7号(第15条関係)

(平19規則6・追加)

地域自治振興事業交付金変更交付決定通知書

第 号

自治振興会
名称
代表者氏名

年 月 日付けで申請がありました 年度 地区地域自治振興事業
交付決定通知書の一部を次のとおり変更決定しましたので通知します。

年 月 日

越前市長

印

1 変更の理由

2 交付金の額及び交付日は、次のとおりとする。

記

	変更前	変更後	変更額
基礎事業	千円	千円	千円
協働事業	千円	千円	千円
特別事業	千円	千円	千円
交付決定金額			
交付日及び金額	第1回目	年 月 日	
		千円	千円
	第2回目	年 月 日	
		千円	千円
	第3回目	年 月 日	
		千円	千円
	12月以降事業確定分	年 月 日	
		千円	千円

(平19規則6・旧様式第5号線下)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
団体名
代表者名 印

地区地域自治振興事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度 地区地域自治振興事業が終了しましたので、越前市地域自治振興条例施行規則第17条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業の名称	年度 地区地域自治振興事業
2 事業費	金 円
3 事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

- 添付書類 (1) 年度 地区地域自治振興事業実施報告書
(2) 年度 地区地域自治振興事業実施個別報告書
(3) 年度 地区地域自治振興事業収支決算書
(4) 年度 地区地域自治振興事業未実施事業調書
(5)内部監査実施を証する書類(写し)
(6)その他

様式第9号(第18条関係)

(平19規則6・旧様式第6号線下)

年 月 日

越前市長 様

申請者 住所
団体名

代表者名

印

地区地域自治振興事業未実施事業調書

年度事業のうち実施に至らなかった事業について、越前市地域自治振興条例施行規則第18条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

未実施事業名	事業予算額	実施できなかった理由
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	